

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件）</p> <p>警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>法令の定めに尽くされている。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>30日</p>
<p>申 請 先：</p> <p>申請者の住所地又は申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課警備業係 （電話011-251-0110）</p> <p>申請者の住所地又は申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係</p> <p>（管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110））</p> <p>（管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110））</p> <p>（管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110））</p> <p>（管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：